（首席入国警備官の職務）

第七条　入国者収容所に置く首席入国警備官各二人は、それぞれ企画管理・執行担当及び処遇担当とし、企画管理・執行担当の首席入国警備官は第一号、第二号及び第七号から第十二号まで（入国者収容所大村入国管理センターの企画管理・執行担当の首席入国警備官にあっては、第十一号を除く。）に掲げる事務を、処遇担当の首席入国警備官は第三号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

一　収容令書及び退去強制令書の執行並びにその執行のための護送及び送還に関すること。

二　被収容者の送還要件具備手続に関すること。

三　収容区域その他の被収容者を収容する施設に係る警備及び保安に関すること。

四　被収容者の処遇に関すること。

五　被収容者の入所及び出所に関すること。

六　面会及び通信に関すること。

七　武器の携帯、使用及び管理並びに入国警備官の装備に関すること。

八　入国警備官の点検、礼式及び非常訓練に関すること。

九　出入国及び外国人の在留の管理並びに難民に関する資料の収集に関すること。

十　電子計算機の運用及び保守に関すること。

十一　指紋の分類及び照会・回答に関すること。

十二　首席入国警備官の所掌事務の連絡調整に関すること。

（統括入国警備官）

第八条　入国者収容所を通じて統括入国警備官十二人以内を置く。

2　統括入国警備官の配置は、出入国在留管理庁長官が定める。

3　統括入国警備官は、命を受けて、前条各号に掲げる事務のうち、所長の指定する分担に係る事務を統括する。

（雑則）

第九条　この省令に定めるもののほか、入国者収容所に関し必要な事項は、所長が定める。

2　所長は、前項の規定に基づき、事務分掌その他組織の細目を定めようとするときは、出入国在留管理庁長官の承認を受けなければならない。

別表（第一条関係）

名称	位置
入国者収容所東日本入国管理センター	牛久市
入国者収容所大村入国管理センター	大村市

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○法務省令第二十七号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十一条第五項、第三十二条第三項及び第三十三条第二項の規定に基づき、地方入国管理局組織規則（平成十三年法務省令第十三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

法務大臣　山下　貴司

地方出入国在留管理局組織規則

（地方出入国在留管理局に置く課等）

第一条　地方出入国在留管理局に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課

職員課（東京出入国在留管理局に限る。）

会計課（東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に限る。）

用度課（東京出入国在留管理局に限る。）

診療室（東京出入国在留管理局に限る。）

2　前項に掲げる課及び室のほか、東京出入国在留管理局に審査監理官二人、警備監理官二人、首席審査官十四人及び首席入国警備官九人を、名古屋出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官八人及び首席入国警備官五人を、大阪出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官七人及び首席入国警備官五人を、広島出入国在留管理局に監理官一人、首席審査官三人及び首席入国警備官一人を、福岡出入国在留管理局に首席審査官三人及び首席入国警備官一人を、その他の地方出入国在留管理局に監理官、首席審査官及び首席入国警備官それぞれ一人を置く。

（総務課の所掌事務）

第二条　総務課は、次に掲げる事務（東京出入国在留管理局の総務課においては第五号から第九号まで及び第十一号に掲げる事務を、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局の総務課においては第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一　公印の保管に関すること。

二　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三　局内の所掌事務の連絡調整に関すること（第七条第三項及び第八条第三項に規定する事務を除く。）。

四　渉外、広報及び行政相談に関すること。

五　職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること。

六　予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

七　債権に関すること。

八　保管金に関すること。

九　地方出入国在留管理局所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

十　職員の福利厚生に関すること。

十一　職員の安全管理に関すること。

十二　入国者収容所等視察委員会の庶務に関すること（東京出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に限る。）。

十三　統計報告に関すること。

十四　前各号に掲げるもののほか、地方出入国在留管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（職員課の所掌事務）

第三条　職員課は、前条第五号に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第四条　会計課は、第二条第六号から第九号まで及び第十一号（東京出入国在留管理局においては、第二条第九号及び第十一号を除く。）に掲げる事務をつかさどる。

（用度課の所掌事務）

第五条　用度課は、第二条第九号及び第十一号に掲げる事務をつかさどる。

（診療室の所掌事務）

第六条　診療室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　医療、防疫、保健及び衛生に関すること。

二　医療品及び衛生材料の受払及び保管に関すること。

（首席審査官の職務）

第七条　首席審査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外国人の上陸の許可に関すること（第十六号及び第二十四号に掲げる事務を除く。）。

二　外国人の出国並びに再入国の許可及び再入国の許可の取消しに関すること。

三　日本人の出国及び帰国に関すること。